

# 鹿児島工業高等専門学校教員選考規則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員の選考は、高等専門学校設置基準（昭和36年8月30日文部省令第23号）によるもののほか、この規則に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「教員」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第3条第2号に掲げる者（校長を除く。）をいう。

2 この規則において「選考」とは、資格審査を基に本校として教員を採用し、昇任させ、又は配置換するための手続きをいう。

### (公募の原則)

第3条 前条第2項による選考は、原則として公募を経て行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについて校長が特に認める場合においては、公募を経ることなく選考を行うことができるものとする。

- (1) 本校の教員を昇任させ、又は配置換する場合
- (2) 本校の教員以外の教員を本校の教員に昇任させ、又は配置換する場合
- (3) 本校の特定のプロジェクト等に従事する教員を採用する場合

## 第2章 教員選考の手続き

### (申し出)

第4条 一般教育科長又は学科長（以下「学科長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、当該各号に定める時期までに校長に選考を申し出るものとする。

- (1) 所属する教員における退職、転出その他の事由により教員を採用し、昇任させ、又は配置換して充てる必要が生じたとき：事実の発生（予定の場合を含む。）を知り得た後速やかに
- (2) 所属する教員が定年で退職する場合：定年退職の日の9か月前
- (3) 所属する教員に係る昇任の選考について校長から諮問されたとき：校長が指定する時期
- (4) 他に所属する教員を学科長等の所属に昇任させ、又は配置換する選考について校長から諮問されたとき：校長が指定する時期

(選考)

第5条 教員の選考は、校長が行う。

- 2 校長は、教員の選考にあたって、係る処理を本校教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に附託するものとする。

(選考委員会の設置)

第6条 前条の選考委員会の設置は、選考が必要とされる都度、校長が行い、校務連絡会において報告するものとする。

- 2 選考委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(候補適任者の選出)

第7条 選考委員会は、原則として複数の候補適任者を得るものとする。

(審査)

第8条 選考委員会は、前条により選考された者についての職位の案を策定する。

(面接)

第9条 選考委員会は、候補適任者について、面接、模擬授業又はその両方を行うものとする。

(採用候補者の決定)

第10条 選考委員会は、前条により面接をした候補適任者の中から採用候補者1名を策定し、校長に報告するものとする。

### 第3章 教員の資格

(総則)

第11条 本校の教員となることのできる者は、次の各条のいずれかに該当する者とする。

(教授の資格)

第12条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- (3) 大学（短期大学を含む。以下同じ）又は高等専門学校において教授、准教授又は専

- 任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
  - (5) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
  - (6) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（准教授の資格）

第 13 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（講師の資格）

第 14 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 13 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（助教の資格）

第 15 条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第 13 条又は第 14 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第 16 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士若しくは短期大学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（専攻科における特別研究等担当者の資格）

第 17 条 専攻科における特別研究及び授業を担当できる教員の資格については、別に定める。

#### 第 4 章 雑則

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 8 月 31 日から施行する。
- 2 この規則の施行以前に人事に関する権限の委任等に関する規程（平成 13 年文部科学省訓令第 3 号。以下「委任規程」という。）第 4 条の規定により文部科学大臣に教員選考の資格審査を依頼し、同規程の一部改正（平成 13 年 6 月 27 日付）により審査が行われなかった者については、第 4 条から第 7 条の手続きにより推薦された候補適任者とみなす。
- 3 この規則の施行以前に委任規程第 4 条の規定により文部科学大臣に教官選考の資格審査を依頼することを予定した者で、校長が候補者として認めた者については、第 4 条から第 7 条の手続きにより推薦された候補適任者とみなす。
- 4 附則第 2 項及び前項により推薦された候補適任者については、第 10 条に規定する面接を実施したものとみなす。

#### 附 則

この規則は、平成 13 年 9 月 21 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校教員選

考規則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに選考が開始されている案件については、なお従前の例による。